4　保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学始期までの間で必要な期間となります。ただし、以下の場合は実施期間が異なります（期間が限定されます）。

引き続き継続通園を希望される方は、就労証明書等を提出していただく必要があります。

（１）求職中の方・・・保育実施開始日から**２か月**以内

（２）母親の出産・・・出産予定月及びその前後２か月の合計**５か月**以内

（３）就労内定の方・・・保育実施開始日から**１か月**以内

5　保育時間

保育施設は月曜日から土曜日まで（一部、金曜日まで）開所しています（日曜日・祝日・年末年始はお休みです）。お子さんの保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して開園時間の範囲内で決められますので、入園後に施設長にご相談ください。

また、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにする慣らし保育時間があります。

各保育施設の開園時間及び年齢ごとの保育時間は、保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「14　保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

6　延長保育

通常の開園時間までにお迎えが間に合わない世帯を対象に、1～３時間の延長保育を実施している施設があります。

※延長保育は定員制のため、希望しても利用できない場合がありますのでご了承ください。

（１）申込み手続きについて

延長保育を希望する場合は、入園とは別に各保育施設で申込みが必要です。

申込みに必要な申請書は、各保育施設にあります。

（２）延長保育料について

延長保育の利用には、通常の利用者負担額とは別に延長保育料がかかります。延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。市区町村民税非課税世帯の場合は免除又は一部免除制度があります。公立保育園に係る延長保育料は狛江市へ、私立保育園等に係る延長保育料は施設へお支払いいただきますので、必要に応じて狛江市または施設へ支払い方法をご確認ください。

（３）実施施設の詳細

「補食」はおにぎり程度を表していますが、具体的な献立など食事に関する内容は、直接施設にご確認ください。

各保育施設の延長保育の詳細は保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「14　保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

7　利用者負担額（保育料）（０～２歳児クラス）

狛江市民の利用者負担額（保育料）は、令和７年９月から無償化（無料）としました。

ただし、狛江市外にお住まいの方が狛江市内の認可保育所等に在籍している場合の利用者負担額（保育料）は、お住いの自治体が決定いたします。その場合の利用者負担額（保育料）の徴収は、狛江市で行う場合がありますので、必要に応じて個別にお支払い方法をご案内いたします。

（１）利用者負担額等の滞納処分

過去５年以内に申込児の兄弟姉妹の利用者負担額等の滞納がある場合は、滞納分を清算していただいてからの新規入園となります。なお、市外保育施設の滞納分も対象となります。清算の方法等につきましてはご相談ください。

入園後に利用者負担額等を滞納すると、保育施設を通じて直接通知することがあります。また、自宅及び勤務先への電話や給与差押え等の滞納処分を行うことがあります。

（２）その他注意事項

狛江市外にお住いの方で、利用者負担額（保育料）の徴収が発生する方で、毎月１日に保育施設に在籍している場合は、その月分の利用者負担額をお支払いただきます（利用者負担額は日割り計算いたしませんので、月の途中で退園しても１か月分の利用者負担額をお支払いただきます。休園される場合も利用者負担額をお支払いただきます）。

令和７年度及び令和８年度の市区町村民税額の修正や更正をされた場合は、必ず変更後の市区町村民税額が分かる書類の写しを提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

8　給食費

令和７年８月までは、給食費は利用者負担額の一部として保護者の皆様にご負担いただいておりましたが、３歳児クラスから５歳児クラスまでは利用者負担額が無償となるため、給食費のみお支払していただく必要がありました。

令和７年９月から、狛江市民の利用者負担額（保育料）の無償化に合わせて、狛江市民の給食費も無償化（無料）といたしましたので、狛江市民の保護者の皆様のご負担は生じません。

なお、０～２歳児クラスは、給食費を保育料に含めて徴収しており、令和７年９月から利用者負担額（保育料）を無償化（無料）といたしましたので、給食費の負担も生じません。